

都留市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 28 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市規則第 1 号

都留市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

都留市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則(令和 2 年都留市規則第 23 号)の一部を次のように改正する。

本則中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 5 月 7 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。